北海道檜山振興局告示第１０３３号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定により、火光を利用する敷き網漁業について、許可又は起業の認可をすべき漁業者の数及び船舶の総トン数等に関する制限措置を次のように定めた。

令和４年１１月２８日

北海道知事　鈴　木　直　道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備　　考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
火光を利用する敷き網漁業	檜山振興局管内沖合海域 　松前郡と檜山郡との境から正西の線以北、久遠郡と島牧郡との界から２９７度３０分の線以南。 　ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。	毎年２月１日から６月３０日まで	２５隻	２０トン未満	檜山振興局管内（八雲町熊石地区を含む。）に住所を有する者	令和４年11月28日から令和４年12月28日まで	１　この公告に係る許可の期間は、令和５年２月１日から令和８年１月３１日までとする。 ２　この公告に係る起業の認可の有効期間は、令和５年２月１日から同年９月３０日までとする。 ３　この公告に係る申請書の提出先は、申請者の住所地を所管する振興局産業振興部水産課とする。 ４　この公告に係る許可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （１）暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き○○港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。 　やむを得ない事由により、○○港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、檜山振興局長に報告しなければならない。 （２）○○（対象魚種）以外を主たる漁獲の対象としてはならない。 （３）５月１日から５月３１日までの間は、いかなごを漁獲の対象としてもじ網を使用してはならない。 （４）小型定置網漁業の操業中は、その漁場区域から３００メートル以上離れて操業しなければならない。 （５）現に操業していない漁場に、標識等を設置して、当該漁場を占有してはならない。 （６）知事が漁業調整上操業に関し、必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。